
◆ 令和5年度入学予定者で給付奨学金の ◆
◆
◆ 自宅外月額を希望される方へ ◆

日本学生支援機構の給付奨学金について、初回振込から自宅外月額の支給を希望する給付奨学生採用候補者の方は、提出していただきたい書類のご説明をいたしますので **2023年3月10日（金）** までに本校・統合事務局（059-349-6033）へご連絡ください。

なお、従来どおりの入学後の手続きでも、自宅外通学と認められた月まで遡って自宅外月額の支給を受けることができます。



【参考】自宅外通学の取扱いについて（日本学生支援機構 HP）より抜粋
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/zitakugai.html>



2020年4月から開始した給付奨学金（新制度）においては、「自宅外通学」を証明する書類（以下「自宅外証明書類」という。）の審査を受け、不備なく審査完了後から自宅外通学と認められた月まで遡って自宅外月額の支給を受けることができます。

ただし、自宅外証明書類が速やかに提出されない場合など、届出が入居日から3ヶ月以上経過している場合は、自宅外通学開始月ではなく届出の属する月から自宅外月額への変更となります。